

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 意見書

2012(平成24)年10月22日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘 代

弁護士 河 合 弘 之 代

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智 代

弁護士 南 條 潤 代

外

原告らが2012年(平成24年)8月2日第5回口頭弁論期日において述べた意見要旨は次のとおりである。

被告は、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第二次報告(平成24年8月29日発表)のデータを入手後、これを確認、検討してから本件原子力発電所の安全性に関する被告の主張を行うとしつつ、一方では1400億円とも報道される巨費を投じてT. P. 18mの防波壁の工事を進め、本件原子力発電所の運転再開を目指す姿勢を示している。

被告の態度からは、本件訴訟の進行をできる限り引き延ばし、その間に、巨費を投じた防波壁の工事の進行・完成、あるいは再稼働の強行という既成事実を作り、その既成事実の重みで裁判所の運転終了の判断を抑制しようとの意図が透けて見える。

原告はこのような被告の態度に強く異議を述べる。

以上